環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第三号)(傍線の部分は改正部分)

		から翌年三月三十一日までの各	ら十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各
		四月一日から七月三十一日まで、八月一日か	第二項一般拠出金を、四月一日から七
		約の申請をした場合には、その	する際に法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、
		所有者は、同項の申告書を提出	出金の額が二十万円以上である船舶所有者は、
	(新設)	項の規定により納付すべき第二項一般拠	第三十条(法第三十九条第一項の規定に
		拠出金の延納の方法)	(船舶所有者が申告した第二項一般拠出金の延納の方法)
		(1)	を船舶所有者に通知しなければならない。
)その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨	下同じ。) その他法の規定による徴収
		の第二項一般拠出金をいう。以	項一般拠出金(法第三十七条第二項の第二項一般拠出金をいう。
	(新設)	四項の規定により、未納の第二	第二十九条(機構は、法第三十九条第四項の規定により、
			(第二項一般拠出金の充当)
			四 その他参考となるべき事項
		- 本	三 法第三十七条第二項の一般拠出金率
		員金の総額	二 法第三十七条第二項に規定する賃金
		5住所又は所在地	。以下同じ。) の氏名又は名称及び住所又は所在地
		児に規定する船舶所有者をいう	船舶所有者(法第三十五条第二項に規定する船舶所有者をいう
			第三号までに掲げる事項とする。
		マで定める事項は、第一号から	げる事項とし、同条第二項の環境省令で定める事項は、
	(新設)	^児 省令で定める事項は、次に掲	第二十八条 法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、
			(申告書)
現 行		案	改正

型に分けて納付することができる。 2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、その第二項一般拠出金については八月三十一日までに、十二月一日から翌年三月三十一日までの期分の第二項一般拠出金については十一月三十日までに、それぞれ納付しなければならない。 (機構が決定した第二項一般拠出金については十一月三十日までよる際」とあるのは「法第三十九条第三項の規定による。この場合において、前条第一項中「法第三十九条第二項の規定による。この場合において、前条第一項中「法第三十九条第二項の規定による。この場合において、前条第一項中「法第三十九条第二項の規定による。」と、同条第二項の規定による通知を受けた日から五十日以内」とあるのは「第二項一般拠出金を納付する際」と、同条第二項の規定による通知を受けた日から十五日以内」と読み替えるものとする。 2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、最初の期分の第二項一般拠出金の約第二項一般拠出金のうち、同項の規定により読み替えて準用する。この場合において、前条第一項中「法第三十九条第三項の規定により立めを受けた日から十五日以内」とあるのは「第二項ー般拠出金を納付する際」と、同条第二項の規定により延納を受けた日から十五日以内」とあるのは「第二項ー般拠出金の対力の第二項ー般拠出金の納期限が最初の期分の第二項一般拠出を納付する際」と、「同項の規定により読み替えて準用する前条第二項の規定による納期限が最初の期分の第二項一般拠出金の納期限よるを納付する際」と、「同項の規定によりが対力を解して、計算の規定によりが対力を解して、計算の規定によりが対力を解して、対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の対力の第二項・の第二項・の第二項・の第二項・の第二項・の第二項・の第二項・の第二項・	改 正 案 現 現
	行

改	正	案	現	行
定にかかわらず、最初	の期分の第二項一般拠出金	出金の納期限までに、		
最初の期分の第二項一	の期分の第二項一般拠出金とともに納付するものとする。	するものとする。		
(特別拠出金の充当)				
第三十二条 機構は、法	法第四十九条第三項の規定により、	定により、未納の特別	(新設)	
拠出金その他法の規定	拠出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、	たときは、その旨を特		
別事業主 (法第四十七条第一	条第一項の特別事業主をいう。	をいう。以下同じ。)		
に通知しなければならない。	ない。			
(特別拠出金の延納の方法)	方法)			
第三十三条 法第四十九	法第四十九条第一項の規定により納付すべき特別拠出金	納付すべき特別拠出金	(新設)	
の額が二十万円以上である特別事業主は、		特別拠出金を納付する際		
に法第五十条において	に法第五十条において準用する法第四十条の規定による延納の申請	規定による延納の申請		
をした場合には、その特別拠出金を、		四月一日から六月三十日ま		
で、七月一日から九月三十日まで、		十月一日から十二月三十一日ま		
で及び翌年一月一日か	で及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付する	各期に分けて納付する		
ことができる。				
2 前項の規定により延	前項の規定により延納をする特別事業主は、	、その特別拠出金の額		
を期の数で除して得た	を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金として、	金として、最初の期分		
の特別拠出金について	の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知	の規定による通知を受		
けた納期限までに、そ	けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞ	出金についてはそれぞ		
れその期の初日の属す	れその期の初日の属する月の翌月十五日までに納付しなければなら	に納付しなければなら		
ない。				

3 第一項の規定により延納をする特別事業主は、最初の期分以外の
の
「見負の見をこかかつらげ、行別拠出金の納期限より先に
でに、最初の期分の特別拠出金とともに納付するものとする。は、同項の規定にかかわらず、最初の期分の特別拠出金の納期限まし
291
べきその不足する特別拠出金に係る法第五十条において準用する法
第四十条の規定による延納について準用する。この場合において、
前条第一項及び第二項中「法第四十九条第一項」とあるのは、「法
第四十九条第三項」と読み替えるものとする。
(第二項一般拠出金等の申告及び納付)
第三十五条 法第三十九条第一項に規定する申告書は、機構に提出し (新設)
なければならない。
2 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金は、
機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口
座に払い込むことによって納付しなければならない。
3 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金の納
付は、納入告知書に係るものを除き納付書によって行わなければな
らない。
4 法第三十九条第二項並びに法第四十九条第一項及び第二項の規定
による通知は、納入告知書によって行わなければならない。

改正案	現
(滞納処分の証明書)	
/	(新設)
は、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する。と、の判別による済無処分のため財産の著判えをするとき	
る者であることを示す様式第二による証明書を提示しなければなら	
ない。	
(公示送達の方法)	
第三十七条 法第四十四条 (法第五十条において準用する場合を含む	(新設)
。) の規定により国税徴収の例によることとされる第二項一般拠出	
金、特別拠出金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、	
機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべ	
き者に交付する旨を機構の掲示場に掲示して行う。	
(証明書の様式)	(証明書の様式)
第三十八条(法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、	第二十八条
様式第三によるものとする。	(新設)
2 法第五十条において準用する法第四十五条第二項の規定により携	
帯すべき証明書は、様式第四によるものとする。	
3 法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定	法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定
により携帯すべき証明書は、様式第五によるものとする。	により携帯すべき証明書は、様式第二によるものとする。
4 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定	2 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定
により携帯すべき証明書は、様式第六によるものとする。	により携帯すべき証明書は、様式第三によるものとする。

(書類の保存義務) (書類の保存義務) (書類の保存義務) (書類の保存義務)	改
有	正
船舶所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは 出金に関する書類を、その完結の日から三年間保存しない。 ない。	案
() 新 設	現
	行